

新型コロナウイルス感染症の **支援策**

個人・世帯

給付

うけとる

全ての県民を支援するために

特別定額給付金

1人につき10万円給付

特別定額給付金コールセンター
0120-260-020
9:00~18:30(毎日)
各市町村の担当窓口

離職・減収で住宅を失わないために

住居確保給付金

原則3カ月(最長9カ月)
※世帯人数や月収により異なる

各市区町村の生活相談窓口

学費や仕送りに不安がある学生へ

高等教育
修学支援新制度

授業料等の減免・
給付型の奨学金

日本学生支援機構
0570-666-301
9:00~20:00(平日)

子育て世帯への
上乗せ

子育て世帯
臨時特別給付金

1人につき1万円給付
※1回限り(手続き不要)

各市区町村の児童手当担当

貸付

かりる

休業や失業で生活費が厳しい方へ

緊急小口資金
(主に休業)

貸付上限10万円
(特例の場合20万円)

各市区町村の社会福祉協議会

総合支援資金
(主に失業)

貸付上限 $\left[\begin{array}{l} 2名以上 \\ 世帯 \end{array} \right]$ 月20万円
 $\left[\begin{array}{l} 単身 \end{array} \right]$ 月15万円

個人向け緊急小口資金・
総合支援資金相談コールセンター
0120-46-1999
9:00~21:00(毎日)

※貸付期間原則3カ月以内

猶予

延長

電気・ガス・水道・電話料金

支払期限の延長

契約の電力会社・
宮城県内ガス事業者社・
各市町村水道窓口・各通信会社

国民健康保険・後期高齢者医療制度・
介護保険料・国民年金等

支払い猶予・減免等

各市区町村の担当窓口
国民年金は最寄りの年金事務所

住民税・固定資産税・都市計画税等

支払い期限の延長

県内の県税事務所および
各市区町村の担当窓口・
各地域の税務署
固定資産税等の軽減相談窓口
0570-077-322



給付金のサギにご注意ください!!

- 消費トラブル(詐欺、悪質商法等)消費者ホットライン/188
- 宮城県消費者センター/022-261-5161
- 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン/0120-213-188

家庭内暴力(DV)相談窓口/0120-279-889

新型コロナウイルスに伴うあなたが使える緊急支援

— あなたが使える主な制度を分かりやすく紹介します —

特設サイト
はこちら



新型コロナウイルス感染症の **支援策**

個人事業主・中小企業

給付

うけとる

売上前年同月50%以上減	持続化給付金	200万円以内(法人) 100万円以内(個人事業者) <small>※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限</small>	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 8:30~19:00(毎日)
従業員を一時的に休業させる	雇用調整助成金	従業員1人1日につき 8,330円上限×休業日数 <small>※教育訓練を実施した場合加算あり</small>	雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00(毎日) 宮城県労働局 022-299-8844 8:30~17:15(平日)
従業員がこどもの世話で仕事ができない	小学校休業等対応助成金(休暇取得支援)	従業員1人1日につき 8,330円上限×休暇取得日数	学校等休業助成金・支援金 コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00(毎日)
こどもの世話で仕事ができない(フリーランス向け)	小学校休業等対応支援金	臨時休校など就業できなかった日 1日4,100円×働けなかった日数	0120-60-3999 9:00~21:00(毎日)

貸付

かりる

売上が前年同月比5%以上減少	新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資限度額 別枠 3億円(中小事業) 別枠 6,000万円(国民事業)	日本政策金融公庫・事業資金相談ダイヤル(平日)0120-154-505 (土日祝)0120-112-476 0120-327-790 9:00~17:00
	新型コロナウイルス感染症特別貸付(生活衛生事業者向け)	融資限度額 別枠6,000万円	
	商工中金・危機対応融資	融資限度額 3億円	商工組合中央金庫 相談窓口 0120-542-711 9:00~17:00(毎日)
	新型コロナウイルス対策マル経融資	融資限度額 別枠 1,000万円	日本政策金融公庫の支店またはお近くの商工会・商工会議所
売上が前年同月比10%以上減少	衛生環境激変対策特別貸付(旅館、飲食、喫茶)	融資限度額 別枠1,000万円以内(旅館業は別枠3,000万円以内)	日本政策金融公庫・事業資金相談ダイヤル(平日)0120-154-505 (土日祝)0120-112-476 0120-327-790 9:00~17:00
売上が前年同月比5%~20%以上減少	危機関連保証/セーフティネット保証4号・5号	保証率/借入債務の100%・80% 保証枠/一般枠とは別枠で最大2.8億円	宮城県信用保証協会 022-225-5230 9:00~17:00(毎日) またはお近くの民間金融機関
売上高の減少幅に関係なく	セーフティネット貸付	融資限度額 7.2億円(中小事業) 4,800万円(国民事業)	日本政策金融公庫・事業資金相談ダイヤル(平日)0120-154-505 (土日祝)0120-112-476 0120-327-790 9:00~17:00

猶予

延長

法人税・消費税 固定資産税・都市計画税	納税1年間猶予	固定資産税は軽減措置等	各地域の税務署または各市区町村窓口 固定資産税等の軽減相談窓口 0570-077-322 8:30~17:00(平日)
社会保険料	健康保険、厚生年金保険等の猶予	延滞金なし	加入している健康保険組合 最寄りの年金事務所

宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

県の要請や協力依頼に応じて4月25日~5月6日までの間、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力頂いた中小の事業者に対して支給

支給額1業者当たり30万円

お問い合わせ 緊急事態宣言相談ダイヤル 022-211-3332 または各市町村の協力金担当窓口
9:00~18:00(平日)